

2014 年 10 月 3 日 追補

『詳解信託判例』 正誤表

本書につき誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

P.475 編集代表紹介内

(誤) 評議院

(正) 評議員

P.169 1.9

▼赤字追加部分、青字削除部分▼

論点は多岐にわたるが、施設の運営責任について判決は以下のとおり述べる。

「このように、本件のような複合遊技施設においては、賃借人~~(Y<sub>1</sub>およびY<sub>2</sub>)~~にとって遊技施設全体の収益性が自らの営業活動に直結するにもかかわらず、こうした情報は貸貸人(筆者注：本件ではY<sub>1</sub>およびY<sub>2</sub>)側に集中している点や、遊技施設全体の収益性は貸貸人の事業内容や営業努力等により容易に、かつ大きく左右される点に特殊性がある。